

四日市市教委告示第 13 号

四日市市私立学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市私立学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私立学校教育補助金交付要綱（平成 26 年教育委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（交付申請） 第 4 条 補助金の交付を受けようとする私立学校の設置者（以下「設置者」という。）は、四日市市私立学校教育補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、四日市市に提出しなければならない。 （1）（略） （2）<u>補助事業</u>収支予算書 （3）<u>学校収支</u>予算書 （4）市町村別児童・生徒数一覧表 （5）市内に住所を有する児童・生徒の名簿 （実績報告） 第 7 条 補助事業を完了した設置者は、四日市市私立学校教育補助金事業実績報告書（第 4 号様式）に<u>補助事業</u>収支決算書を添えて四日市市に提出しなければならない。	（交付申請） 第 4 条 補助金の交付を受けようとする私立学校の設置者（以下「設置者」という。）は、四日市市私立学校教育補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、四日市市に提出しなければならない。 （1）（略） （2）収支予算書 （3）市町村別児童・生徒数一覧表 （4）市内に住所を有する児童・生徒の名簿 （実績報告） 第 7 条 補助事業を完了した設置者は、四日市市私立学校教育補助金事業実績報告書（第 4 号様式）に収支決算書を添えて四日市市に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会教育総務課)